

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 基本理念

(1) 基本理念

第1期計画では、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」を基本理念に掲げ、「子ども」・「家庭」・「地域」の3点を柱とし、施策分野をこの3類型に沿って分類・整理して進捗を図るとともに、相互に連携しながら総合的に子ども・子育て支援施策を実施してきました。

これら3点は、子どもの育ちを支える原点である「家庭」、さらに、家庭を様々な方向から見守り支援する「地域」が「子ども」を中心とした包括関係にあり、各施策による支援は単独で行われるものではなく、それぞれが密接に、かつ連動して進められていくことが重要です。

さらに、子ども・子育て支援施策は、短期的ではなく中長期的な視点に立った実施や検証が必要であることから、新潟市子ども・子育て会議の意見や「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(平成30年度)の結果を踏まえ、本計画では、第1期計画の基本的な考え方を踏襲し、市の目指す将来像として、基本理念を引き続き下記のとおりとし、各施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

【基本理念】

子ども・家庭・地域に
笑顔があふれるまち にいがた

(2) 基本理念を実現するための姿勢

【基本理念を実現するための姿勢】

1. 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます
2. ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います
3. 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

1. 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます

各子ども・子育て支援施策による効果や影響は子ども自身が最も大きく受けることに十分に留意し、すべての施策や取り組みが子どもの「最善の利益」に資するかという視点をもって施策を実施していきます。

児童福祉法等の改正により、子どもの権利擁護が明文化されたことを踏まえ、すべての子どもが保護者や社会から大切にされ、良質で適切な養育・教育のもとで育つことで、自己肯定感が育まれ、自身の未来を選択し自己実現を図ることができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めています。

2. ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います

子育て支援にあたっては、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、広くすべての子育て家庭を支援するという視点により、妊娠期を含め、発達段階やニーズに応じた支援を行い、安心して子育てができるよう施策を推進していきます。

また、要支援・要保護児童への対応など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援という観点も十分に踏まえ、それぞれの子どもや家庭が抱える多様な背景に応じたきめ細かな取り組みを進めています。

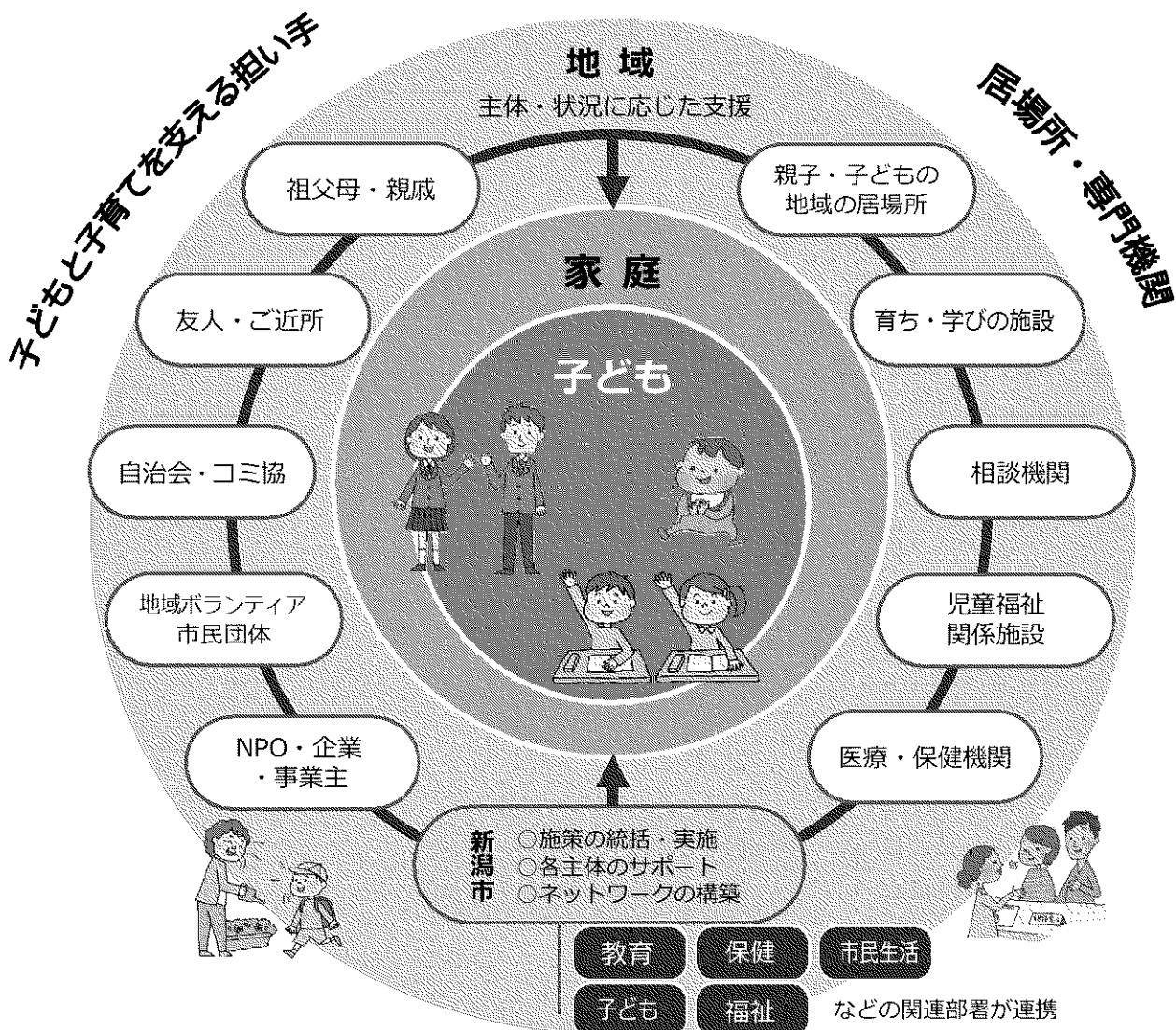
3. 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識を前提としつつ、子どものすこやかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、行政を始め地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要であるとの認識のもと、様々な担い手が参画、協働して子ども・子育てを支援する取り組みを進めています。

◎本計画の推進にあたっては、これらの姿勢のほか、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえて総合的に施策を実施していきます。

※SDGsについて詳しくは、P50に記載しています。

<子ども・子育て支援のあり方のイメージ図>



子どもの「最善の利益」について

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）では、この言葉を「the interest of the child」と表記しており、「その子どもにとって」であり「子どもたち(children)」を対象としているのではないことは注目すべき点です。では、ここでいう「利益」とは何を指しているのでしょうか。渡辺顕一郎氏は、著書で「個々の子どもの個性や可能性が認められ、尊重される」ことに加えて、親が子育ての支えを得ることで、「ゆとりと自信を回復すること」が子どもに益となること、子どもも親も他者との関係性を持つことで信頼感や社会性が育まれることを指摘しています*。

子育て支援の観点から「子どもの最善の利益」をとらえると、子どものみに目を向けるのではなく、親への視点、地域社会への視点が含まれていることがわかります。加えて、「子どもの声を聞くこと」を忘れてはなりません。「声を聞く」とは、子どもの思いに耳を傾けること。それは、子どもの存在の肯定でもあり、「最善の利益」の実現を可能とするものとなります。

（※渡辺 顕一郎『子ども家庭福祉の基本と実践』金子書房 2009 p99）

2-2 施策方針

本計画では、基本理念及び基本理念を実現するための姿勢に基づき、次の3つの施策方針を定め、分野別に合計13の施策で構成します。

施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブなどの施設や、多様な体験や交流の場が安全で安心して過ごせる居場所となり、それぞれの成長に応じた適切な教育・保育、集団生活（社会生活）での育ち合いや、新潟らしい特色を生かした様々な体験や交流を通じて、子どもが、自尊感情や自己肯定感、周りを慈しむ心を育み、一人ひとりが将来に夢や希望、目標を描き、それを実現するための「生きる力」を身に付けるための土台を構築できるよう、すべての子どもがすこやかに育つ環境づくりを進めます。

- 施策1-1 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保小連携
- 施策1-2 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進
- 施策1-3 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実
- 施策1-4 子ども・若者の健全育成と自立支援
- 施策1-5 配慮が必要な子どもへの支援

施策方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して希望する人数の子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育て期を通じて切れ目なく、多様なニーズに対するきめ細かな支援を行うことで、負担や不安の軽減を図ります。また、子育て家庭に寄り添い支えることで、保護者や家庭がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや希望を感じ、楽しみながら子育てできる環境づくりを進めます。

- 施策2-1 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実
- 施策2-2 就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実
- 施策2-3 経済的負担の軽減のための支援
- 施策2-4 ひとり親家庭への自立支援

施策方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

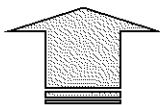
子育ては保護者がその第一義的責任を持つことを基本としつつ、社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことにより社会全体で子どもを大切にする環境づくりを進めるとともに、地域で子育て支援に携わる人材の育成や、子育て家庭への情報提供など地域の実情に応じた子育ての環境づくりを推進します。

- 施策3－1 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成
- 施策3－2 地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援
- 施策3－3 児童虐待防止と要保護児童対策
- 施策3－4 社会的養護体制の充実

2-3 施策の体系

基本理念

子ども・家庭・地域に
笑顔があふれるまち
にいがた



基本理念を実現するための姿勢

- 1) 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます
- 2) ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います
- 3) 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

施策方針1
子どものすこやかな育ちを守り、支える

施策1-1
就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保小連携

施策1-2
安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進

施策1-3
生きる力を育む多様な体験や交流の場の整備

施策1-4
子ども・若者の健全育成と自立支援

施策1-5
配慮が必要な子どもへの支援

施策方針2
子育て家庭の暮らしと安心を支える

施策2-1
妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実

施策2-2
就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実

施策2-3
経済的負担の軽減のための支援

施策2-4
ひとり親家庭への自立支援

施策方針3
すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

施策3-1
子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成

施策3-2
地域の材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援

施策3-3
児童虐待防止と要保護児童対策

施策3-4
社会的養護体制の充実

施策 1-1	取り組み 1) 教育・保育に携わる人材の資質向上 取り組み 2) 新潟市共通幼小接続期カリキュラムの普及 取り組み 3) 認定こども園の普及
施策 1-2	取り組み 1) 児童の放課後の居場所の確保 取り組み 2) 放課後児童クラブ職員の資質向上 取り組み 3) 地域における子どもの居場所づくり
施策 1-3	取り組み 1) 「農」や「食」を知る機会の拡充 取り組み 2) 文化・芸術・図書に触れる機会の拡充 取り組み 3) 多様な交流・体験機会の拡充 取り組み 4) 安心・安全教育の充実
施策 1-4	取り組み 1) 思春期の保健対策と相談体制の充実 取り組み 2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援 取り組み 3) 子ども・若者の健全育成と自立支援
施策 1-5	取り組み 1) 障がいの早期発見と地域支援、療育の充実 取り組み 2) 障がいのある子どもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携 取り組み 3) 障がい福祉サービス及び相談支援体制の充実 取り組み 4) 医療費負担の軽減と医療的ケア児の支援 ※施策 2-4 ひとり親家庭への自立支援 施策 3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策 } で対象となる子どもへの支援も位置づける 施策 3-4 社会的養護体制の充実
施策 2-1	取り組み 1) 切れ目ない母子保健施策の推進 取り組み 2) 切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築 取り組み 3) 子育て負担軽減に向けた預かり・交流機会の充実 取り組み 4) 不妊症・不育症に対する支援
施策 2-2	取り組み 1) 教育・保育基盤の整備 取り組み 2) 多様な保育サービスの充実
施策 2-3	取り組み 1) 教育・保育にかかる経済的負担の軽減 取り組み 2) 医療にかかる経済的負担の軽減 取り組み 3) その他の給付・支援
施策 2-4	取り組み 1) 自立に向けた生活・就労サポートの充実 取り組み 2) 経済的負担の軽減 取り組み 3) 保育サービス等利用にあたっての配慮 取り組み 4) 子どもへの学習・生活サポートの充実
施策 3-1	取り組み 1) ワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発と企業・団体等との連携 取り組み 2) 社会全体で子育てを担う機運の醸成
施策 3-2	取り組み 1) 地域で子育て支援を担う人材の育成と活用 取り組み 2) 地域や関係団体と連携した子どもの安全を守る取り組み 取り組み 3) 家庭の子育て力を育む機会の充実
施策 3-3	取り組み 1) 児童虐待に対応する体制の強化 取り組み 2) 相談体制の充実 取り組み 3) 児童虐待の未然防止に向けた取り組みの推進
施策 3-4	取り組み 1) 社会的養護が必要な子どもの養育体制の充実 取り組み 2) 子どもの自立支援と家庭支援の充実

SDG s（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた計画の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDG s（エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals）とは、すべての国がその実現に向けてめざすべき「持続可能な開発目標」として 2015（平成 27）年に国連において採択された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。

SDG s では「誰一人取り残さない」を基本理念に、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17 の分野別目標が掲げられています。

どんな人にとっても格差や不平等はあってはならないという SDG s の考え方は、すべての子どもの健康や福祉を維持・増進すること、良質な教育を提供すること、貧困やいじめ、虐待から守ること、将来にわたって安心して暮らしていくける安全で快適な環境をつくることなど、本市の子ども・子育て支援施策及び関連施策の展開においても当てはまる共通のテーマといえます。

本計画においても、この SDG s の考え方を踏まえ、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が実現されるよう、関係機関や地域、企業等社会の様々な主体が横断的に連携し、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」の実現を目指します。

各論 I

● 内容

第1章 子ども・子育て支援施策の展開

- 基本方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える
- 基本方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える
- 基本方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

第1章 子ども・子育て支援施策の展開

施策方針 1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

施策 1－1

▶ 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保こ小連携

◆施策の方向性◆

幼児期における質の高い教育を提供するとともに、幼保こ小連携による切れ目のない支援を行います。

◆施策推進の背景◆

本市では、これまでに待機児童ゼロを堅持するため、私立保育園等の整備を積極的に進めて受入定員枠の拡充を図ってきましたが、量の拡充に加えて、就学前児童に対する教育・保育の質の維持・向上に取り組む必要があります。

特に就学前は幼稚園、保育園、認定こども園等の多様な受け入れ先があることから、小学校教育への接続を見据えた幼児教育の均質化を図るための研修機会や幼保こ小の連携の機会を充実させることが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
教育・保育内容に関する園評価の公表実施施設の割合 現状数値の出典：保育課、学校支援課	10% (H30年度実績)	⇒ 70%
新潟市共通幼小接続期カリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）の実施施設の割合 現状数値の出典：保育課・学校支援課・教育総務課	30% (H30年度実績)	⇒ 100%

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 教育・保育に携わる人材の資質向上

教育・保育に携わるスタッフを対象に、それぞれの職位や職務内容に応じた研修機会を提供し、就学前における教育・保育の質を向上させる取り組みを行います。

〔主な事業〕

- ◇教育・保育施設職員の人材育成研修
- ◇私立幼稚園すこやか補助金
- ◇食物アレルギー対策の強化
- ◇園児の健康管理
- ◇幼稚園教員研修
- ◇幼稚園教諭新規採用初任者研修

取り組み2) 新潟市共通幼小接続期カリキュラムの普及

就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保こ小合同による研修を行うほか、就学前児童がスムーズに小学校生活に移行できるよう、幼保こ小の先生たちによる連絡会や児童・生徒の交流機会を設けます。

〔主な事業〕

- ◇新潟市共通幼小接続期カリキュラムの実施
- ◇幼保こ小連携推進事業合同研修

取り組み3) 認定こども園の普及

既存の幼稚園や保育園に対して、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う認定こども園の適正な配置を進めます。

〔主な事業〕

- ◇認定こども園の適正配置

施策 1－2

安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進

◆施策の方向性◆

放課後児童クラブや子どもふれあいスクールの充実をはじめ、子どもが身近な場所で安心・安全に過ごすことができる居場所を提供し、子どものすこやかな成長を促します。

◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、放課後に過ごさせたい場所で「放課後児童クラブ」と回答した割合は、小学生児童調査では34.8%である一方、就学前児童調査では55.2%と半数以上となっています。近年の子どものいる世帯の就業率や保育ニーズの高まりにより、小学校進学後における放課後の時間帯の預かりニーズも高まることが考えられます。また、小学生児童調査で放課後の過ごし方で心配していることとしては、「犯罪や事故に巻き込まれるのが心配」、「子どもに留守番をさせたり、夜道を帰宅させるのが不安」という安全面を心配する項目のほか、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」、「遊んでばかりで勉強をしない」といった項目への回答も多くなっています。

そのため、放課後に子どもが安心して過ごせる居場所を確保するだけでなく、その時間を学習時間や他学年、地域の人と交流する時間に充てるなど、子どもの社会性や自主性、創造性等のより一層の向上のため、預かりの質を高めることが求められます。また、放課後だけでなく子どもが地域の中で安心して過ごせる居場所を持つことも、子どもの安全性や多世代との交流の機会を確保する観点からも重要です。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
放課後児童支援員ネットワーク研修を受講したクラブの割合 現状数値の出典：こども政策課	89.7% (H30 年度実績)	100%
子どもふれあいスクールと放課後児童クラブの一体型実施か所数 現状数値の出典：こども政策課／地域教育推進課	13 か所 (H30 年度実績)	23 か所

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 児童の放課後の居場所の確保

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、ひまわりクラブ（放課後児童クラブ）の整備・運営を行い、適切な遊びや生活の場を提供します。また、子どもふれあいスクール（放課後子供教室）との一体的な実施など、多様な子どもの居場所づくりを進めます。

〔主な事業〕

- ◇ひまわりクラブ施設整備 ◇民設放課後児童クラブ施設整備費補助金
- ◇指定管理者制度による、ひまわりクラブの運営
- ◇放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設)
- ◇民設放課後児童クラブ運営委託 ◇子どもふれあいスクール

取り組み2) 放課後児童クラブ職員の資質向上

放課後児童クラブで提供されるサービスの質を向上させるため、全放課後児童クラブの職員を対象に研修会や情報交換会を開催するほか、勤務年数等や研修実績に応じた処遇改善を引き続き実施します。

〔主な事業〕

- ◇民設放課後児童クラブ研修・指導事業 ◇放課後児童支援員等の処遇改善

取り組み3) 地域における子どもの居場所づくり

子どもが地域の大人たちと関わりながら安心して過ごせる居場所の確保に向けて、子ども食堂など地域が主体の活動に対する支援を進めていきます。

児童館は原則更新や新設は行わず、学校をはじめとする地域の既存の施設を有効活用していくこととし、また、公園は遊具等の設備について計画的な管理を実施し、安心安全な環境の提供に努めます。施設等の整備や管理については、利用状況や地域のニーズ、既存施設の配置状況などそれぞれの状況も踏まえ、子どもの居場所の確保を進めていきます。

〔主な事業〕

- ◇子ども食堂への支援 ◇児童館の運営・支援
- ◇地域子育て支援センター事業 ◇公園施設長寿命化対策支援事業
(遊具等の更新)
- ◇都市公園ストック再編事業 ◇子どもの居場所

施策 1 — 3

▶ 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実

◆施策の方向性◆

学校や地域において多様な体験・活動の機会を提供することで、子どもたちの達成感や自己有用感を育み、心の成長と発達を支援します。

◆施策推進の背景◆

子どもが興味・関心のある分野や学びの対象を主体的に見つけ、社会性や自立するための「生きる力」を身に付けるためには、子どものうちに多様な体験や交流の機会に触れられる環境にあることが重要です。

そのため、子どもたちが将来に向けて選択肢や可能性を広げができるよう、本市の特徴ある自然・産業・文化などを活かした学びの機会を提供するとともに、年齢や価値観などが異なる人たちと交流する機会を提供していくことが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 6 年度
食育関連事業を実施している保育施設の割合	92.3% (H30 年度実績)	100%
現状数値の出典：保育課		
地域のこと（自然・歴史・産業など）にふれたり、調べたりする学習が好きと回答した児童の割合（小学 6 年生）	75.9% (H30 年度調査結果)	増加させる
現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査		

◆具体的な取り組み◆

取り組み1)「農」や「食」を知る機会の拡充

子どもたちの健康ながらだづくりだけでなく、農業を通じて食の恵みへの感謝や重要性を学ぶよう、幼いころからの農業体験機会を提供するとともに、郷土食や栄養に関することなど食に関する取り組みを行います。

〔主な事業〕

- ◇教育・保育施設における「食育の日」の取り組み ◇保育園農業体験推進
- ◇「新潟発 わくわく教育ファーム」推進事業
- ◇食育・花育センターの管理運営 ◇アグリパークの管理運営
- ◇学校給食事業
- ◇農業体験学習（アクリ・スタディ・プログラム）の推進

取り組み2) 文化・芸術・図書に触れる機会の拡充

子どもたちの思考力や創造力、表現力など豊かな心を育むため、文化や芸術に触れる機会や自己表現する機会を提供するほか、幼いころから図書に親しむ環境づくりを行います。

〔主な事業〕

- ◇子どものための芸術文化体験事業 ◇にいがた市民文学
- ◇こどもマンガ講座 ◇にいがたマンガ大賞
- ◇りゅーとぴあ普及・育成事業
- ◇芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」の管理運営
- ◇ARTRIP（アートリップ） ◇子ども講座
- ◇こどもスタンプカード ◇こどもタイム
- ◇ブックスタート事業 ◇赤ちゃんタイム

取り組み3) 多様な交流・体験機会の拡充

子どもたちのコミュニケーション能力や社会性を育むため、様々な人や環境、動物などと触れ合う機会、活動する機会を提供するとともに、多様な人や価値観を理解し、認め合う資質や力を育むための教育や取り組みを行います。

〔主な事業〕

- ◇Lounge N きままプログラム ◇子ども創造センターの管理運営
- ◇動物ふれあいセンター管理運営 ◇地域と学校パートナーシップ事業
- ◇芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」の管理運営
- ◇自然体験学習 ◇人権・同和・男女平等教育
- ◇道徳・福祉教育 ◇外国語・国際理解教育
- ◇インクルーシブ教育システム ◇世代間交流事業
- ◇子ども体験活動・ボランティア活動推進事業

取り組み4) 安心・安全教育の充実

保護者や地域で子どもを守る取り組みのほか、子どもが自分の身を守るために知識や技術を習得するために、交通安全、防犯対策、防災などに関する教育の充実に取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇交通安全教室 ◇子どもの体験型安全教室（防犯）
- ◇CAP プログラム ◇防災教育

施策 1－4

▶ 子ども・若者の健全育成と自立支援

◆施策の方向性◆

子ども・若者が、自分自身の未来を考え最善の選択・判断が行えるよう、支援や教育の機会を提供します。

◆施策推進の背景◆

思春期は多感な時期であり、自分のことや将来のことなどで気持ちが不安定になりがちな時期でもあります。そのような児童・生徒の変化に気づいてあげられるよう周囲の人が注意深く見守ることも重要ですが、思春期の心身の状況等について学習する機会を設け、不安なことがあった場合には気軽に相談できる環境を整えることも重要です。

また、そのような心の不安定などから非行やひきこもりの状態になった場合においても、自立した生活を送れるように社会全体で見守り、サポートする環境を整えることが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
「いじめは、どんな理由があつてもいけないことだと思う」と回答した生徒の割合 (中学3年生)	97.1% (H30年度調査結果)	維持する ⇒
現状数値の出典：全国学力・学習状況調査		
将来の夢やつきたい仕事があると回答した生徒の割合 (中学3年生)	65.7% (H30年度調査結果)	増加させる ⇒
現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査		

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 思春期の保健対策と相談体制の充実

思春期における不安や悩みを受け止め、必要な支援や情報を提供できるよう相談体制を整えます。また、思春期・妊娠・出産に関する適切な知識を持ち、自分の望む人生を設計できるため思春期における健康教育に取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇思春期健康教育
- ◇思春期青年期相談
- ◇児童相談所
- ◇若者支援センター「オール」
- ◇性に関する指導

取り組み2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援

子ども同士の温かい人間関係を築く授業、児童会生徒会活動、行事などの充実を通して、いじめが起こらない風土づくりを進めるとともに、いじめの未然防止・早期解決のために、市民が協働することの大切さについて啓発します。

不登校については、子どもの気になる変化を見逃さない予防的な指導を推進するほか、課題解決的な指導には「児童生徒理解教育支援シート」を活用し、各区教育支援センターや教育相談センターを中心とする各区教育相談室との連携により、組織的な対応を進めます。

〔主な事業〕

- ◇いじめ防止市民フォーラムの実施
- ◇新潟市いじめ防止市民連絡協議会の開催
- ◇教職員研修の実施
- ◇欠席連絡の丁寧な聞き取りと欠席3日目の家庭訪問の実施
- ◇「児童生徒理解教育支援シート」を活用したチーム支援
- ◇不登校担当者研修会の実施
- ◇不登校の実態把握に係る学校訪問の実施
- ◇カウンセラー等活用事業（スクールカウンセラー、スクールリーシャルワーカー）
- ◇教育相談ネットワーク

取り組み3) 子ども・若者の健全育成と自立支援

ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者の社会的自立を、若者支援センター「オール」を中心とした関係機関で支援します。また、青少年の健全育成や非行の未然防止に向けた取り組みを推進します。

〔主な事業〕

- ◇若者支援センター「オール」における相談窓口、居場所の設置
- ◇にいがた若者自立応援ネット
- ◇街頭育成活動
- ◇非行防止キャンペーン

施策 1 — 5

▶ 配慮が必要な子どもへの支援

◆施策の方向性◆

子どもの様々な状況や特性に応じた適切な支援を行い、それぞれに合ったペースや環境で安心して成長できるよう努めます。

◆施策推進の背景◆

近年、発達に心配のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが増加傾向にあるといわれています。特に発達障がいについては判断のしづらさから適切な支援に結び付いていない子どもがいることも考えられ、早期の気づきから適切な療育に結び付けるとともに、教育・保育の現場での受け入れ体制を合理的配慮に基づき整えることが求められます。

また、児童虐待やDV被害などで心身が傷ついた子どもや、保護者の適切な養育を受けられないために社会的養護のもとで生活する子どもに対しては、専門的なケアとともに生活支援や自立のための支援が必要です。

さらに、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもに対しても、家庭環境や経済状況によって将来の選択が狭められることのないよう必要な支援を行うことが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率 現状数値の出典：こども家庭課（児童発達支援センター）	79.1% (H30 年度実績)	⇒ 増加させる
児童発達支援センター「こころん」による保育所等訪問支援の件数 現状数値の出典：こども家庭課（児童発達支援センター）	0 件 (H30 年度実績)	⇒ 増加させる

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 障がいの早期発見と地域支援、療育の充実

乳幼児健康診査などの機会を捉え、障がいの早期の気づきに努めるとともに、障がいの疑いがあると判断された際には療育や相談支援サービスへと結びつけます。

〔主な事業〕

- ◇ごんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査（乳児健診・股関節検診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診）
- ◇乳幼児健康指導 ◇医師による発達相談 ◇療育教室
- ◇児童発達支援センター「こころん」（通所支援、発達相談）

取り組み2) 障がいのある子どもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携

障がいのある子どもが安心して教育・保育施設等を利用ができるよう、発達支援コーディネーターを養成するとともに児童発達支援センター「こころん」による巡回支援を行い、教育・保育施設等での支援力の向上を図ります。

学齢期については、各学校の特別支援教育コーディネーターと特別支援教育サポートネットワークが就学時や卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、障がい児支援施設等の情報を各学校に提供し、関係機関の連携促進を図ります。

〔主な事業〕

- ◇発達支援コーディネーターの養成
- ◇児童発達支援センター「こころん」（巡回支援） ◇障がい児保育事業
- ◇早期からの就学支援の推進 ◇インクルーシブ教育システム

取り組み3) 障がい福祉サービス及び相談支援体制の充実

障がいのある子どもが専門的な支援を受けながら安心して生活を送ることができるよう、障がい児福祉サービスの充実に努めます。

その一環として、保育所等訪問支援事業で、支援員が保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等を訪問し、障がいのある子どもが集団生活に適応できるよう直接的支援を行うとともに、訪問先の職員への助言といった間接的支援を行います。

〔主な事業〕

- | | | |
|-----------------------------|-----------|--------------|
| ◇基幹相談支援センター | ◇児童発達支援 | ◇放課後等ティーサービス |
| ◇短期入所 | ◇日中一時支援 | ◇保育所等訪問支援 |
| ◇児童発達支援センター「こころん」(保育所等訪問支援) | | |
| ◇障がい児相談支援 | ◇障がい児入所支援 | |

取り組み4) 医療費負担の軽減と医療的ケア児の支援

障がいや特定疾病等に係る医療費を助成することにより、経済的な負担を軽減するとともに、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい児を対象に歯科診療の機会を提供します。

〔主な事業〕

- | | |
|----------------|------------------|
| ◇こども医療費助成 | ◇未熟児養育医療費助成 |
| ◇小児慢性特定疾病医療費助成 | ◇自立支援医療費（育成医療）助成 |
| ◇新潟市口腔保健福祉センター | |

本施策では、障がいや発達に心配のある子どもだけではなく、ひとり親家庭の子ども、児童虐待を受けた子どもや保護者の適切な養育を受けられない子ども、また、経済的に困難な状況にある家庭の子どもなどについても、配慮が必要な子どもとして位置づけています。

なお、ひとり親家庭への自立支援については施策2-4としてP71、児童虐待防止と要保護児童等対策については施策3-3としてP78 社会的養護体制の充実については施策3-4としてP80に具体的な取り組みを記載しています。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえて策定した「新潟市子どもの未来応援プラン-新潟市子どもの貧困対策推進計画-」(平成30年3月)においても、困難な状況にある子どもたちへの支援について記載しています。

施策方針 2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

施策 2-1

- ▶ 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実

◆施策の方向性◆

母子や家庭の状況把握に努め、安心して妊娠・出産・育児ができるよう切れ目のない支援を行います。

◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童の保護者に子育ての中で日ごろ悩んでいること・気になることをうかがったところ、「特にない」とする回答は5.8%にとどまり、悩んでいることとして3割以上の回答があったのは「子どもにかかるお金のこと」、「子どもの食事や栄養に関するここと」、「子どもの発育、発達に関するここと」、「子どものほめ方、しかり方がよくわからないこと」の4項目となっています。また、子育てに関して気軽に相談できる先としては大半が「配偶者」、「配偶者以外の親戚」、「友人・知人・職場の人」を挙げていますが、教育・保育施設や公的な相談先の回答は半数以下の割合となっています。

また、令和元年12月に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)が施行され、妊娠、出産から子どもの成育の各段階において、保護者の支援を含め、医療、保健、教育、福祉などの関係分野が相互に連携・協力し適切に対応することが規定されました。

核家族化や晩婚化、晩産化、共働き家庭の増加など、家庭環境やライフスタイルが多様化する中、悩みながら子育てを行う保護者の心身の負担を減らし、安心して子育てができるよう、保護者への情報提供や講座の機会を充実させるとともに、個々の家庭に合った的確な相談支援が行えるよう、孤立化の予防と切れ目のない支援体制を構築することが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
リスクを把握した妊婦について産前に状況確認をした割合 現状数値の出典：こども家庭課	96.8% (H30年度実績)	⇒ 100%
こんなちは赤ちゃん訪問等での母子等の状況を把握した割合 現状数値の出典：こども家庭課	100% (H30年度実績)	⇒ 100%

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 切れ目ない母子保健施策の推進

妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期を通して健診や相談支援など切れ目なく行います。

また、母子の健康確保や乳幼児の疾病、障がいの早期発見・早期支援や児童虐待の未然防止のため、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査などのあらゆる機会をとらえ、母子や家庭の状況把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、関係機関が連携して適切な支援を行います。

そのほか、予防接種の適切な接種や歯科保健の向上など、子どもが健康に過ごすための取り組みも引き続き推進していきます。

〔主な事業〕

- ◇妊婦健康診査 ◇母子健康手帳交付・妊婦保健指導
- ◇安産教室 ◇産後ケア
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査（乳児健診・股関節検診・1歳6か月児健診・3歳児健診）
- ◇乳幼児健康指導 ◇園児の健康管理
- ◇予防接種事業 ◇離乳食・幼児食講習会
- ◇妊婦乳幼児歯科健康診査 ◇むし歯予防事業
- ◇学校における巡回歯科指導の実施 ◇園・学校におけるフッ化物洗口の実施

取り組み2) 切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築

子育て中の保護者や家庭の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減できるよう、保護者に届きやすい情報提供の方法や媒体を工夫するとともに、身近な場所で保護者が自分に合った相談先を選択できるよう、相談体制の充実を図ります。

〔主な事業〕

- ◇子育て応援パンフレット「スキップ」の発行 ◇子育て応援アプリの運営
- ◇「子育てなんでも相談センターきらきら」の支援 ◇家庭児童相談
- ◇妊娠・子育てほっとステーション ◇育児相談
- ◇思春期健康教育 ◇児童相談所による相談・支援
- ◇地域子育て支援センター事業

取り組み3) 子育て負担軽減のための預かり・交流機会の充実

子育てを一人で抱え込まないよう、地域住民によるサポートやレスバイト（休息）目的のサービスの提供のほか、同じ子育て中の保護者同士で交流できる場の提供を行います。

〔主な事業〕

- ◇ファミリー・サポート・センター事業
- ◇子育て短期支援事業（子どもショートステイ） ◇児童館・児童センター
- ◇教育・保育施設等での一時預かり ◇地域子育て支援センター事業
- ◇家庭教育支援事業（子育てサロン）

取り組み4) 不妊症・不育症に対する支援

不妊症や不育症に係る医療費を助成します。

〔主な事業〕

- ◇特定不妊治療費助成 ◇不育症治療費助成

施策2－2

▶ 就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実

◆施策の方向性◆

待機児童ゼロを基本に、保護者の多様なニーズに応じられる保育サービスの提供体制を整備します。

◆施策推進の背景◆

就学前児童数が減少する一方で、本市でも教育・保育施設の入園児童数は増加しており、ニーズ調査の結果からも、就学前の母親の就労状況では5年前の調査と比べて「フルタイムで就労している」割合、また、国勢調査の結果でも、18歳未満の子どもがいる世帯の共働き率は増加傾向にあります。同じくニーズ調査において現在利用している教育・保育施設をうかがったところ、「認可保育所」や「認定こども園」と回答する割合も5年前と比べて増えており、保護者の就労率の増加に合わせて保育ニーズも増加しています。

保育ニーズの量的な増加に対応するため、教育・保育基盤の充実を図るとともに、働き方や就労形態の多様化に対応し、また、子育て家庭の不安・負担軽減のための一時預かりなど、多様な保育サービスの提供体制を整えることが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
待機児童数	0人 (H30年度実績)	0人
現状数値の出典：保育課		⇒

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 教育・保育基盤の整備

保護者の保育ニーズに対応できる教育・保育施設等の定員枠を確保し、運営を支援します。

また、教育・保育施設の老朽化・狭隘化対策を進め、保育環境の向上を図ります。

〔主な事業〕

- ◇教育・保育施設等の定員の拡充
- ◇地域型保育事業
- ◇市立保育園配置計画の推進による老朽化・狭隘化対策
- ◇教育・保育施設等の整備
- ◇保育士確保に向けた取り組みの充実

取り組み2) 多様な保育サービスの充実

保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう保育サービス等の充実を図ります。

〔主な事業〕

- ◇ファミリー・サポート・センター事業
- ◇子育て短期支援事業（こどもショートステイ）
- ◇乳児保育
- ◇休日保育
- ◇病児デイサービスの充実
- ◇幼稚園での預かり保育
- ◇時間外保育事業
- ◇一時預かり事業（拠点整備）
- ◇夜間保育
- ◇障がい児保育事業

施策2－3

▶ 経済的負担の軽減のための支援

◆施策の方向性◆

総合的な支援により、子育て中の保護者の経済的な負担を軽減します。

◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童の調査で子育ての中で日ごろ悩んでいること、又は気になることをうかがったところ、「子どもにかかるお金に関するこども」が約5割となっています。

また、実際の子どもの人数が理想とする子どもの人数よりも少ない理由として、上位10項目中7項目が教育費の負担や手当の不十分さなどの経済的要因が挙げられています。

子育て中の世帯において、経済的な負担は悩みの要因となっているだけでなく、希望する子どもの数を持てない要因にもなっていることから、子育てにかかる経済的な負担を少しでも軽減させることが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
日ごろ悩んでいることについて「子どもにかかるお金に関するこども」と回答した人の割合	未就学児保護者： 48.7% 小学生保護者： 48.3% <small>(H30年度調査結果)</small>	⇒ 減少させる
現状数値の出典：子ども子育て支援に関するニーズ調査		

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 教育・保育にかかる経済的負担の軽減

教育・保育サービスにかかる利用料等や就学にかかる費用等の軽減や補助を行います。

〔主な事業〕

- ◇ひまわりクラブ利用料・減免制度
- ◇私立高等学校学費助成
- ◇保育料の軽減（多子世帯への軽減を含む）
- ◇私立幼稚園すこやか補助金
- ◇就学援助事業
- ◇入学準備金貸付事業
- ◇学び直し授業料負担の支援
- ◇特別支援教育就学奨励事業
- ◇奨学金貸付事業

取り組み2) 医療にかかる経済的負担の軽減

各種医療費助成を行い、保護者の経済的な負担軽減に努めます。

〔主な事業〕

- ◇妊娠婦及び子ども医療費助成
- ◇未熟児養育医療費助成
- ◇小児慢性特定疾病医療費助成
- ◇自立支援医療費（育成医療）助成

取り組み3) その他の給付・支援

児童手当の支給やその他の支援により、保護者の経済的な負担軽減に努めます。

〔主な事業〕

- ◇家庭ごみ指定袋の支給
- ◇生活保護事業
- ◇児童手当給付

施策2－4

▶ひとり親家庭への自立支援

◆施策の方向性◆

ひとり親家庭の経済的な自立や、子どもの学習や生活習慣の定着に向けたサポートを行います。

◆施策推進の背景◆

平成29年度に実施した「新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査」では、所得が貧困線未満もしくは、公共料金や家賃等で未払い・買えない経験がある人の割合は子ども・若者のいる世帯で1割、ひとり親世帯で約5割となっています。

また、同調査の結果からは、ひとり親家庭は比較的不安定な就労状況におかれています、健康面や生活面においても支援が必要であるなど、包括的な支援の提供が求められます。

同じく子どもの状況では、学習意欲の低下、進学の断念などが見受けられることから、家庭環境や経済状況により将来の選択が狭められることのないよう、学習支援など必要な支援が求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
高等職業訓練促進給付金の受給者のうち、資格を活かして就職した人の割合 <small>現状数値の出典：こども家庭課</small>	100% <small>(H30年度実績)</small>	⇒ 100%

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 自立に向けた生活・就労サポートの充実

ひとり親家庭の保護者が安定した仕事に就くとともに、無理なく家事や金銭管理等ができるよう、就労・生活支援を行うほか、離婚前から養育費などの相談や情報提供など、自立に向けた取り組みを行います。

また、様々な事情で子どもの養育が困難な状況にある母子家庭の親子に対し、母子生活支援施設での就労指導や生活指導などを通じて自立への支援を行います。

〔主な事業〕

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ◇生活保護受給者等就労自立促進 | ◇ひとり親家庭等日常生活支援 |
| ◇ひとり親家庭生活支援講習会 | ◇ひとり親家庭等就業・自立支援センター |
| ◇母子・父子自立支援プログラム策定 | ◇自立支援教育訓練給付金 |
| ◇高等職業訓練促進給付金 | ◇ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付 |
| ◇母子生活支援施設管理運営 | |

取り組み2) 経済的負担の軽減

ひとり親家庭の経済的な負担を軽減させるため、各種手当の給付や助成などを行います。

〔主な事業〕

- | | | |
|---------------|---------------|---------|
| ◇児童扶養手当給付 | ◇ひとり親家庭等医療費助成 | |
| ◇母子父子寡婦福祉資金貸付 | ◇みなし寡婦（夫）控除 | ◇母子向け住宅 |

取り組み3) 保育サービス等利用にあたっての配慮

ひとり親家庭の保護者が安心して就労や求職活動が行えるよう、保育サービス等利用にあたっての配慮を行います。

〔主な事業〕

- ◇ひまわりクラブ入会基準の緩和 ◇放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設)
- ◇教育・保育施設の優先利用の促進

取り組み4) 子どもへの学習・生活サポートの充実

世帯の経済状況により学習塾へ通えなかったり、学習習慣を身に付けることができていない児童扶養手当受給世帯の子どもを対象に学習支援を行うほか、子どもや保護者からの相談に応じるなど、双方に必要な支援を行います。

〔主な事業〕

- ◇ひとり親家庭学習支援（子どもの学習・生活支援事業）

施策方針 3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

施策 3-1

- ▶ 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成

◆施策の方向性◆

ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域の子育て支援参加を促し、男女がともに子育てと仕事を両立しながら生活し、地域や社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。

◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、子育てを主に行っている方は誰かをうかがったところ、就学前児童と小学生児童の両調査において、「父母ともに」が4割台となっていますが、「主に母親」とする回答が約5割となっており、父親が子育てに十分に関わっていない状況がうかがえます。

また、実際にもつ子どもの人数が理想とする子どもの人数よりも少ない理由として、「仕事と子育ての両立が難しいから」を挙げる割合が約5割となっており、保護者が仕事で忙しく、子育てのための時間を確保することが容易でないことが分かります。

保護者が仕事をしている中でも子どもと過ごす時間が確保され、親子間のコミュニケーションを大切にできるよう、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行うことや、企業・事業所や職場の同僚等の周囲の積極的な協力を得ることも必要不可欠であるため、地域や社会全体で子育て支援を担う機運を高めていくことが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
男性の育児休業取得率	5.2% (H30 年度末時点)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：男女共同参画課		
育児に関する支援制度を有する事業所の割合	77.2% (H30 年度末時点)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：雇用政策課		
にいがたっ子すこやかパスポート協賛企業数	755店 (H30 年度末時点)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：こども政策課		

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発と企業・団体等との連携

ワーク・ライフ・バランスの取り組みや働きやすい職場づくりは、人材の定着やイメージアップ、生産性の向上につながり、企業や事業主にとってもメリットがあります。様々な企業・団体等の取り組みに関する情報提供を行うなど、職場環境の整備について広くはたらきかけや啓発を行います。

女性は結婚・出産を機に離職するケースがあることから、出産後の再就職支援を行います。また、男性は育児休業の取得率が低い状況であることから、育児休業の取得を促進します。

〔主な事業〕

- ◇男性のための電話相談 ◇男性の育児休業取得奨励金
- ◇女性の再就職支援
- ◇「すべての働く人のためのハンドブック-女性も男性も輝く社会のために-」の発行
- ◇働き方改革推進事業

取り組み2) 社会全体で子育てを担う機運の醸成

子どもや子育て家庭に関わる人だけではなく、多くの人が子どもと子育て家庭に興味を持ち、温かく見守りつつできることから応援していくという機運を醸成し、子育てにやさしいまちづくりの実感を広げるため、普及啓発活動や子育てや少子化対策の取り組みに前向きに取り組む地域や企業への支援を行います。

〔主な事業〕

- ◇にいがたっ子すごやかバースポート事業
- ◇子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」の活用
- ◇スマイルプラス運動の展開
- ◇児童福祉週間（厚生労働省）、家族の日・家族の週間（内閣府）等への協力
- ◇世代間交流事業

施策3－2

▶ 地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援

◆施策の方向性◆

地域の人材を育成、活用し子育て家庭を支えるつながりをつくるほか、保護者が適切な情報や方法で子育てできるよう、家庭の子育て力を養うための取り組みを行います。

◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童の調査において、子育ての中で近所付き合いの必要性を感じるかうかがったところ、約9割が必要性を感じると回答しています。

また、地域の人々が主体となって行う子育て活動としてどのようなことがあつたらよいかという問い合わせに対しては、「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」が73.1%、「子どもたちが集まって遊びや交流ができる居場所づくり」が52.0%となるなど、地域の協力・地域の支援を望む声が多いことがうかがえます。

そのため、地域における子育て支援の活動が盛んに行われるよう、活動を担う人材を育成することが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
ファミリー・サポート・センターの提供会員数 現状数値の出典：こども政策課	481 人 (H30 年度末時点)	⇒ 増加させる
家庭教育学級参加者の満足度 現状数値の出典：中央公民館	93.3% (H30 年度実績)	⇒ 維持する

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 地域で子育て支援を担う人材の育成と活用

地域の様々な人や団体、施設などの多様な強みを生かして地域社会全体で子育て支援を担うことができるよう、子育て支援に携わる人材の育成と有効な活用を進め、子どもと子育て家庭への支援に資することはもちろんのこと、支援の仕手と受け手という関係だけでなく、お互いに頼れる安心と支える喜びを感じあえるようなつながりが醸成されるよう努めます。

〔主な事業〕

- ◇地域の茶の間支援事業
- ◇ファミリー・サポート・センター事業
- ◇家庭教育支援事業

取り組み2) 地域や関係団体と連携した子どもの安全を守る取り組み

事件や事故から子どもを守るために、地域による通学路等での見守り活動などを行います。

〔主な事業〕

- ◇校区交通安全推進協議会
- ◇子ども見守り隊
- ◇スクールガードリーダー

取り組み3) 家庭の子育て力を育む機会の充実

子育ての仕方がわからない、また、不確かな情報に惑わされて適切な子育てができない保護者や、子育てについて悩みやストレスを抱えがちな保護者に対して、各種講座や啓発を行い、正しい方法や情報の提供や仲間づくりなどを通して保護者の子育て力の向上を促します。

〔主な事業〕

- ◇男性の生き方講座（子育て期）
- ◇安産教室
- ◇家庭教育振興事業
(ゆりかご学級、父親学級、出産前・幼児期・児童期・思春期・孫育て講座など)
- ◇子育て出前学習講座（小学校）
- ◇子育て出前学習講座（中学校）
- ◇ブックスタート事業

施策3－3

▶ 児童虐待防止と要保護児童等対策

◆施策の方向性◆

児童虐待の未然防止のため周知啓発や相談支援を行うとともに、児童虐待事案に対しては、子どもの安全を第一に、速やかに適切な対応がとれる体制を整備します。

◆施策推進の背景◆

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。本市でも児童相談所への虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、迅速かつ的確に組織的な対応が行えるよう、児童相談所及び各区要保護児童対策地域協議会職員の専門性向上や体制の強化が必要です。

令和元年6月に「児童福祉法」と「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、子どもの権利擁護や児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等が示されたことも踏まえ、子どもの「最善の利益」の根幹である子どもの安心・安全を最優先に考えた児童虐待防止対策の推進が求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
児童虐待死亡事例	0人 (H30年度実績)	⇒ 0人
現状数値の出典：児童相談所		
児童虐待に関する通告義務・通告先の認知度	40.1% (H29年度調査結果)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：子育て市民アンケート		

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 児童虐待に対応する体制の強化

児童虐待の早期発見やその後の迅速で的確な対応について、警察や学校、医療機関等様々な関係機関の連携強化を図るとともに、相談支援や在宅支援を中心とした継続的なソーシャルワーク業務を行っていくために「子ども家庭総合支援拠点」の設置を検討します。

また、児童相談所において、児童福祉司や児童心理司を計画的に増員するとともに、施設整備の検討もあわせた体制強化を図り、より子どもの安全・権利擁護に配慮した一時保護を実施します。

〔主な事業〕

- ◇要保護児童対策地域協議会の運営
- ◇「子ども家庭総合支援拠点」設置の検討
- ◇子どもの安全を守るための一時保護事業
- ◇児童相談所の体制強化

取り組み2) 相談体制の充実

支援が必要な子どもや家庭の相談に応じるとともに、適切な助言や対応をします。

また、職員のスキル向上を図るため、研修を実施します。

〔主な事業〕

- ◇専門家による職員への法律相談支援
- ◇児童相談所による相談・支援事業
- ◇職員研修の実施
- ◇家庭への支援と子どもの自立支援事業

取り組み3) 児童虐待の未然防止に向けた取り組みの推進

虐待を未然に防止するため、様々な機会において虐待防止の周知・啓発に取り組むほか、特に支援が必要な子どもや保護者に対して家事・育児の支援や専門相談を行います。

また、育児環境にリスクのある家庭に対しては妊娠期から保健師などによる支援を行うほか、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査などの機会を捉え、関係機関が連携して子どもと家庭の状況把握と支援に努めます。

〔主な事業〕

- ◇オレンジリボンキャンペーンの実施
- ◇虐待防止ファイルの配布
- ◇虐待防止パンフレットの配布
- ◇養育支援訪問事業
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査（乳児健診・股関節検診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診）

施策3－4

▶ 社会的養護体制の充実

◆施策の方向性◆

社会的養護が必要な子どもが安心して生活できる場を確保するとともに、自立に向けた支援を行います。

◆施策推進の背景◆

児童虐待の増加や、保護者の適切な養育が受けられない子どもが増加する傾向にある中、平成28年の児童福祉法改正及び平成29年の国の「新しい社会的養育ビジョン」が示されたことを踏まえ、子どもの権利保障と家庭的養育優先の原則に基づいて、家庭への養育支援や代替養育が必要な子どもの受け入れ体制の確保が必要です。

また、入所した施設を退所する際、その後子どもが自立した生活を営むことができるようサポート体制を整えておくことも重要です。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
登録里親数 現状数値の出典：児童相談所	122世帯 (H30年度末時点)	⇒ 増加させる
里親等委託率 現状数値の出典：児童相談所	55.9% (H30年度末時点)	⇒ 増加させる

◆具体的な取り組み◆

取り組み1) 社会的養護が必要な子どもの養育体制の充実

保護者がいない、又は保護者の適切な養育を受けられないなどの理由により家庭で養育を受けられない子どもの受け入れ先については、施設の安定的な運営の支援をはじめ、里親やファミリーホームの担い手の確保及び育成を図るとともに、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて取り組みます。

(主な事業)

- ◇市立乳児院管理運営
- ◇児童自立支援施設改築整備負担金
- ◇母子生活支援施設管理運営
- ◇里親・ファミリーホームの普及促進

取り組み2) 子どもの自立と家庭支援の充実

施設等を退所した後に自立した生活を営むことができるよう、継続した相談対応や必要な支援を行います。

(主な事業)

- ◇母子生活支援施設管理運営
- ◇各施設退所後のアフターケア
- ◇社会的養護が必要な児童についての連携

社会的養護体制の充実については、県と一体で策定した「新潟県社会的養育推進計画（令和2年3月）」にも具体的な取り組みの方向性等を記載しています。

